

## 【家族信託の事例】

## 事例1 父親の認知症に備えたい

元気なうちに子どもを受託者として家族信託契約を結んでおく。父の判断能力が低下したとき、信託財産から生活費をまかなったり、不動産を処分したりできる。

任意後見も利用できるが、本人の財産管理が目的なので、資産運用を目的とする不動産の処分はできない。

## 事例2 障害のある子どもに財産を残したい

親が委託者、信頼できる人を受託者、子どもを将来的な受益者として信託契約を結んでおく。

「認知症になると金融機関の口座は凍結される?」「認知症になつても家の売却はできるのか?」など、不安の声をよく聞きます。元気なうちは対策をとつておいた方がいいのかという相談も、最近増えました。高齢者が判断能力を喪失したときの財産管理は、「後見」と「信託」という二つの方法があります。

司法書士 大久保啓介さんに聞く  
(徳間絵里子)

認知症などで判断能力が喪失したとき、自分や家族の財産管理をどうしたらよいのか。そんな前の備えとして、後見制度や信託への関心が高まっています。終活に関わる業務にも詳しい司法書士の大久保啓介さん(埼玉県草加市・司法書士法人大久保事務所)に聞きました。

## 判断能力が衰えたら、財産管理どうする?

ともあります。財産管理を任せられた人が使い込んでしまうなどのトラブルが増えたため、法律的知識のある専門家が選任されています。

成年後見人が金財産を

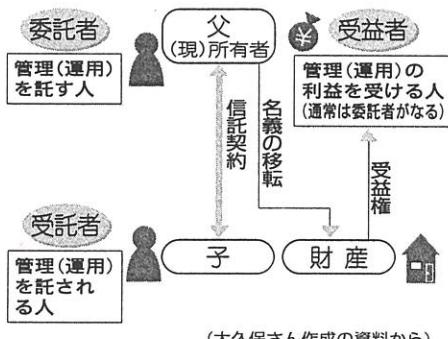
選択すべきです。

もう一つは任意後見で法定後見との違いは、

法定後見との違いは、

# 「後見」「信託」二つの制度 状況に合わせて利用を

## 家族信託のしくみ



(大久保さん作成の資料から)

「信託」は信託法といふ法律に基づく行為です。が、受託者が信託会社や信託銀行ではなく、家族がなる信託を俗に「家族(民事)信託」といいます。家族信託は、本人が認めた場合に、財産を託せる人を事前に決められるため、認知症対策として信託と任意後見のどちらがいいか迷うケースがあります。

に決められるため、認知症対策として信託と任意後見のどちらがいいか迷うケースがあります。

どんな制度を利用するかは家族構成や資産内容によって変わるので、専門家によく相談ください。

## 家族と契約

財産を託せる人を事前に決められるため、認知症対策として信託と任意後見のどちらがいいか迷うケースがあります。

どんな制度を利用するかは家族構成や資産内容によって変わるので、専門家によく相談ください。

親族等から申し立てがあると、家庭裁判所は、本人の財産を管理する代理人(成年後見人)を選任します。親族を成年後見人に選任することもありますが、面識のない弁護士や司法書士がつっこみで詐欺被害にあいやすい

問題が指摘されています。利点として、本人が不適切な契約をしてしまっても、成年後見人が取り消すことができません。後で述べる任意後見人では取り消しができないので、認知症が発生することで、などの問題が指摘されています。

任意後見は、成年後見人が選任されると、財産の額に応じて月額2万~6万円程度の報酬が発生します。このうちの後見についてお話しします。

親族等から申し立てがあると、家庭裁判所は、本人の財産を管理する代理人(成年後見人)を選任します。任意後見は、成年後見人が選任されると、財産の額に応じて月額2万~6万円程度の報酬が発生します。このうちの後見についてお話しします。

人の場合には法定後見を選択すべきです。

もう一つは任意後見で法定後見との違いは、

法定後見との違いは、

法定後見との違いは、